



高松市告示第256号

高松市夜間急病診療所駐車場使用料の徴収事務を次のとおり委託したので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第2項及び高松市会計規則（昭和39年高松市規則第34号）第44条第3項の規定により告示します。

令和8年4月27日

高松市長 大西 秀人

- 1 委託金の種類
高松市夜間急病診療所駐車場使用料
- 2 指定公金事務取扱者の指定をした日
令和8年4月1日
- 3 徴収事務の委託期間
令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
- 4 委託先
香川県高松市伏石町2074-1
アマノマネジメントサービス株式会社高松営業所 所長 中野 豪